

令和3年7月20日発行

メダリストになったら

1年間の延期の末、ついに東京オリンピック・パラリンピックが始まります。

今回の開催に関しては賛否両論さまざまな意見が噴出しましたが、それはそれとして、開催する以上は日本選手団の皆さんの活躍を期待したいと思います。

ところで、大活躍してメダルを取った選手に対しては、そのメダルの色に応じて日本オリンピック・パラリンピック委員会（JOC・JPC）等から報奨金が支払われますが、この報奨金に税金（所得税）はかかるのでしょうか。

答えは「非課税所得に該当するので税金はかかりません」です。一般的に、賞金・報奨金などは所得税法上「一時所得」に該当し課税対象となりますが、JOC・JPCおよび同加盟団体から贈られる報奨金は非課税である旨が明記されています。

ただこれは現在の取り扱いであり昔は課税対象とされていました。きっかけとなったのは、平成4年のバルセロナオリンピック。

女子200m平泳ぎで金メダルを獲得

した、当時中学2年生の岩崎恭子選手に贈られた報奨金が一時所得として課税されたことについて批判が起こり、平成6年の税制改正でJOCからメダリストに贈られる金品は非課税とする旨が明記されました。（JPCは、平成21年の税制改正）

令和2年の税制改正でも非課税措置が拡充され、贈られる報奨金は、メダルの色に応じて最大500万円までの金額に相当する部分が非課税となりました。と、ここまで書いてきましたが、アマチュアスポーツの祭典にお金の話は無粋ですね。選手の皆さん、頑張ってください。



© Tokyo 2020

～夏季休業のお知らせ～

誠に勝手ながら8月12日（木）～15日（日）の間、夏季休業期間とさせていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。



スマートフォン決済アプリによる納税

2020年（令和2年）から「スマホ決済アプリ」（PayPay・LINE Pay など）を利用した地方税の納付方法が導入され始めています。対象となるのは住民税、固定資産税、自動車税など一部の地方税で、自治体から送られてくるバーコード付きの納付書をスマホ決済アプリで読み取り納付をします。24時間いつでもどこでも納付が可能で、クレジットカード納付のような決済手数料もかからない大変便利な納付方法です。ただし、納付書1枚あたりの合計額が30万円以下の納税に限られ、領収書は発行されませんので、必要な場合は銀行等で納付することになります。

現在、スマホ決済アプリによる納税は地方税に限られ、その対応状況は自治体により異なりますが、2022年（令和4年）以降は所得税や贈与税といった国税でもスマホ決済による納税の開始が予定されています。



令和3年分路線価発表 6年ぶりに下落

相続税や贈与税の算定基準となる路線価が国税庁より7月1日に公表されました。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大都市圏や観光地でインバウンド（訪日外国人客）が縮小したことや、飲食店への営業時間短縮要請が続いたことなどが大きく影響したため、対前年の変動率は全国平均で0.5%マイナスとなり、6年ぶりに下落しました。

毎年1月1日時点での評価のため、令和2年分には新型コロナの影響が反映されておらず、国税庁は令和2年分の路線価で、コロナ禍で地価が大幅に下落した大阪府中央区の繁華街「ミナミ」周辺を対象に減額修正しており、3年分も大幅に下落すれば同様に修正を検討するとしています。

下落率が最大だったのは静岡県（1.6%）で、インバウンド需要が縮小した東京（1.1%）や大阪（0.9%）もマイナスに転じました。

相続登記の義務化（法成立）

令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立しました（同月28日公布）。

両法律は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から、総合的に民事基本法制の見直しを行うものです。

まず、「発生の予防」の観点から、不動産登記法を改正し、これまで任意とされていた相続登記や住所等変更登記の申請を義務化しつつ、それらの手続の簡素化・合理化策をパッケージで盛り込むこととしています。また、同じく「発生の予防」の観点から、新法を制定し、相続等によって土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させる制度を創設することとしています。次に、「利用の円滑化」を図る観点から、民法等を改正し、所有者不明土地の管理に特化した所有者不明土地管理制度を創設するなどの措置を講じることとしています。

なお、施行期日は、原則として公布後2年以内の政令で定める日（相続登記の申請の義務化関係の改正については公布後3年、住所等変更登記の申請の義務化関係の改正については公布後5年以内の政令で定める日）とされています。